

入 札 説 明 書

国際法務総合センター維持管理・運営事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本説明書」という。）によるものとする。

本説明書は、平成28年1月12日に修正版を公表した「国際法務総合センター維持管理・運営事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問及び意見に対する回答（以下これらを「実施方針等」という。）を反映したものであり、本説明書と実施方針等に相違がある場合には、本説明書の内容が優先することとし、本説明書に記載がない事項については、本説明書に関する質問に対して回答することとする。

なお、本件は、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）で応札及び入開札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

おって、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

1 公告日

平成28年3月31日（木）

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小出 邦夫
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

3 事業概要

(1) 事業名

国際法務総合センター維持管理・運営事業

(2) 対象施設

ア 矯正施設

矯正医療センター（仮称）

イ 研修施設

(ア) 矯正研修所及び矯正研修所東京支所

(イ) 公安調査庁研修所

(ウ) 国連アジア極東犯罪防止研修所

ウ その他の施設

(ア) 職員宿舎

(イ) 児童公園等外構施設

(3) 事業場所

東京都昭島市築地町

(4) 事業内容

国際法務総合センター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき選定された事業として、開札の結果、選定された民間事業者（以下「落札者」という。）が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、SPCが、落札者の提出した提案に基づき、国が新たに整備する上記(2)の施設の維持管理・運営業務の一部を行うことを事業内容とする。

本事業の主な業務は、次のとおりであるが、詳細については、別添「国際法務総合センター維持管理・運営事業 維持管理及び運営に関する契約書（案）」（以下「事業契約書」という。）（資料1）、「国際法務総合センター維持管理・運営事業 要求水準書」（資料2）（以下「要求水準書」という。）を参照のこと。

ア 総括マネジメント業務（対象：全施設）

(ア) 基本的考え方

包括契約及び長期契約といったPFI事業の特徴を踏まえ、センターに求められる使命や社会のニーズ、医療環境の変化への柔軟な対応に留意しつつ、国が事業者に求める事項を的確に把握し、迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業等を取りまとめ、円滑に業務を遂行する。

(イ) 業務概要

- 事業実施計画の作成
- 運営体制の構築等
- 業務管理
- 教育、研修
- セルフモニタリング
- その他

イ 運営準備支援業務（対象：全施設）

(ア) 基本的考え方

移転対象施設のセンターへの移転を含むセンター運営開始に向けた準備を円滑かつ適切に実施できるよう、国に対し協力・支援を行う。

(イ) 業務概要

- 移転計画の作成等
- 施設維持管理業務
- 収容関連サービス業務（清掃・環境整備業務）
- 運営リハーサル
- 護送計画等
- 物品購入・移転等
- 各種書類（身分帳簿、診療録等）の移転
- 指定医療機器の移設及び医療機器設置スケジュールの作成
- 開庁式
- その他

ウ 施設維持管理業務

(7) 建築物保守・管理業務（対象：全施設）

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活，被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築物の保守・管理を行う。また，適切に保守・管理を行うことにより，各施設，設備等の性能を維持し，耐久性を確保するとともに，良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 保守・管理に係る機器，備品の整備，管理
- 外構の維持管理
- 職員宿舎の維持管理

(イ) 建築設備保守・管理・運転監視業務（対象：全施設）

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活，被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。また，適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行うことにより，各施設，設備等の性能を維持し，耐久性を確保するとともに，良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 運転監視
- 職員宿舎設備の維持管理

(ウ) エネルギーマネジメント業務（対象：全施設）

a 基本的考え方

本事業については，国が施設等の整備を実施することから，事業者において，運用面からの省エネルギー提案を行い，効率的かつ適正なエネルギーマネジメントを行う。

b 業務概要

- エネルギーマネジメント方針の策定
- エネルギーマネジメント
- その他

エ 運營業務

(7) 総務業務

a 庶務・経理等事務支援業務（対象：矯正医療センター（仮称），矯正研修所及び同東京支所）

(a) 基本的考え方

対象施設における職員管理，経理等組織全体の運営に関する事務を処理する。

(b) 業務概要

- 庶務事務支援
- 各種統計資料作成支援（矯正医療センター（仮称））
- 経理事務支援

- 物品調達支援
- 被収容者の自弁物品購入支援（矯正医療センター（仮称））
- b 自動車運転業務（対象：矯正医療センター（仮称），矯正研修所及び同東京支所）
 - (a) 基本的考え方
 - 対象施設が所有する公用車の整備，管理，運転を行う。
 - (b) 業務概要
 - 公用車の整備，管理
 - 公用車の運転
- c 警備業務（対象：全施設）
 - (a) 基本的考え方
 - 対象施設及びその敷地について，庁舎管理権に基づく警備を実施する。
 - (b) 業務概要
 - 庁舎等警備（矯正医療センター（仮称））
 - 構内外巡回警備
 - 児童公園の警備
- (イ) 収容関連サービス業務
 - a 給食業務（対象：矯正医療センター（仮称））
 - (a) 基本的考え方
 - 対象施設に収容されている者への給食を実施する。
 - (b) 業務概要
 - 運営準備業務
 - 厨房設備・機器の整備，管理
 - 献立の作成等
 - 食事・飲料等の給与
 - 配膳，下膳
 - 衛生管理
 - 非常時等の対応
 - 食器等の給貸与
 - その他
 - b 衣類・寝具等の提供業務（対象：矯正医療センター（仮称），矯正研修所及び同東京支所）
 - (a) 基本的考え方
 - 対象施設に収容されている者の適切な収容環境及び職員の適切な執務環境を確保するために，衛生管理体制を構築し，衣類・寝具等を提供する。
 - (b) 業務概要
 - 運営準備業務
 - 洗濯設備，機器の整備，管理
 - 衣類，寝具の調達，管理
 - 洗濯

- 搬送
- 雑具・日用必需品の給貸与
- c 清掃・環境整備業務（対象：全施設）
 - (a) 基本的考え方
対象施設の定期清掃及び収容棟以外のすべての敷地内の日常清掃を実施するほか、植栽管理及び環境整備を行う。なお、職員宿舎のうち、居住者の負担となる部分を除く。
 - (b) 業務概要
 - 機器・備品の調達，管理
 - 清掃・環境整備
 - 植栽管理
 - 病虫害駆除
 - 衛生管理
 - 廃棄物の回収管理
- d 理容等（対象：矯正医療センター（仮称））
 - (a) 基本的考え方
対象施設において、理容器具の調達・管理，調髪，爪切り及び電気かみそりの整備・管理・貸与を行う。
 - (b) 業務概要
 - 理容器具の調達，管理
 - 調髪
 - 爪切り及び電気かみそりの整備・管理
- e 職員食堂運営<独立採算業務>（対象：矯正医療センター（仮称），矯正研修所及び同東京支所）
 - (a) 基本的考え方
対象施設内に厨房機器を整備した上で，職員食堂運営を独立採算業務として実施する。
 - (b) 業務概要
 - 運営準備業務
 - 厨房機器等の整備，管理
 - 献立の作成等
 - 食事，飲料等の給与
 - 残飯処理
 - 衛生管理
 - 非常時等の対応
 - その他
- f 研修員等に係る寝具の洗濯業務<独立採算業務>（対象：矯正研修所，同東京支所，公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所）
 - (a) 基本的考え方
研修所を利用する研修員等の寝具等の提供業務を独立採算事業として実施

する。

(b) 業務概要

- 研修員等に係る衣類・寝具カバー類の洗濯
- その他の寝具等の洗濯

(ウ) 医療業務支援（対象：矯正医療センター（仮称））

a 医療情報システム業務

(a) 基本的考え方

被収容者の診療関連情報について、記録・運用する医療情報システムを導入・運用・保守し、矯正医療の質の向上に資するよう診療情報の一元管理及び蓄積を行う。

(b) 業務概要

- 医療情報システムの導入
- 医療情報システムの運用・保守
- 医療情報システムの更新

b 医療機器等の整備，維持管理及び更新業務

(a) 基本的考え方

対象施設で使用する医療機器等を調達し、それらが本来の性能をもって継続的に使用できるよう適切に維持管理し、診療現場において適切に利用できるようにする。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 医療機器等の整備
- 医療機器等の維持管理
- 医療機器等の更新

c 医療器具の滅菌及び消毒業務

(a) 基本的考え方

対象施設内で発生する使用済み医療器具について、国が指定する場所から回収し、医療機器の洗浄・消毒・滅菌を行い、消毒及び滅菌された医療器具を適時・的確に国に提供する。

(b) 業務概要

- 回収，洗浄，消毒，滅菌
- 医療器具の払出し・管理
- 医療器具の廃棄
- 滅菌・消毒業務管理

d 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務

(a) 基本的考え方

対象施設で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現する。なお、医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等の購入に係る経費は国が負担する。

(b) 業務概要

- 医薬品、診療材料等の管理計画作成
- 搬送資器材の調達
- 医薬品・診療材料管理
- 消耗品管理
- 搬送・管理

e 医療関係事務支援業務

(a) 基本的考え方

法令等に従い、適切かつ確実に医療関係事務を実施する。

(b) 業務概要

- 自己負担治療に対する事務手続
- 外部医療機関との連絡調整
- 関係文書の作成、管理
- 医療事務支援

f 人工透析業務

(a) 基本的考え方

人工透析治療が必要な被収容者に対し、人工透析治療を実施する。

(b) 業務概要

- 人工透析機器等の整備、管理
- 物品等の搬送
- 人工透析準備
- 人工透析の実施
- 病状急変時の対応
- 人工透析終了時の対応
- その他

(5) 提供される業務要求水準

要求水準書によるものとする。

(6) 事業期間等

ア 事業期間

事業契約締結の日から平成39年3月31日までの期間とする。

イ 今後のスケジュール（予定）

平成28年3月31日 入札公告

4月6日 本説明書に関する説明会

4月6日

（ 本説明書に関する質問受付

4月12日

5月中旬 質問に対する回答

5月20日

（ 競争参加資格の確認（第1次審査）資料の受付

5月27日

6月3日	競争参加資格の確認（第1次審査）結果の通知
6月7日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期限
6月10日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
7月1日	入札価格算定的前提条件となる基準金利設定日
8月15日	入札書及び第2次審査資料の提出期限
8月中旬	
	（ 第2次審査資料のヒアリング
10月中旬	
10月24日	開札及び落札者の決定
10月下旬	落札者との基本協定の締結
11月下旬	S P Cとの事業契約の締結
平成29年9月1日	運営開始
平成39年3月31日	事業終了

4 競争参加資格

(1) 応募者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業及び医療法人等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- イ 入札参加者のうち、S P Cに出資し、S P Cから直接業務を受託又は請負うことを予定している企業を「構成企業」、構成企業以外に、S P Cから直接業務を受託又は請負うことを予定している企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を含む。）を「協力企業等」といい、入札参加者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- ウ 応募グループの構成企業による出資比率の合計は、全体の50パーセントを超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。なお、構成企業以外の者がS P Cの出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50パーセントを超えてはならない。
- エ すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- オ 一のグループの構成企業及び協力企業等は、他の応募グループの構成企業及び協力企業等となることはできない。
- カ 次に掲げるものに該当するものは構成企業、協力企業等及び出資者となることはできない。
- (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力
- (イ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
- (ウ) 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの。

キ 構成企業及び協力企業等の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業等の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

(2) 応募者の要件

ア すべての応募者は、次の要件を満たす者であること。

(ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(ウ) 国が本事業について、アドバイザー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（エ)において同じ。).

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・ プライスウォーターハウスクーパース(株)
- ・ (株)病院システム
- ・ 八千代エンジニアリング(株)
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ・ みずほ総合研究所(株)
- ・ アイテック(株)
- ・ (株)山下設計
- ・ 西村あさひ法律事務所

(エ) 16の(2)の事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(オ) 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までの期間に、法務省から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成7年1月23日付け法務省営第191号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が2週間以下のものである場合において、法令違反を根拠とするものでないときは、この限りでない。

イ 施設維持管理業務及び運営業務に係る企業の参加資格要件

(ア) 施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を除く。）は、平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、等級は「A」若しくは「B」の等級に格付された資格を有する者又は「C」の等級に格付されており、本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明す

ることができる者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすこと。

- (イ) 給食業務に携わる構成企業又は協力企業等は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有しているほか、HACCPに対する相当の知識を有している者を配置できること。なお、「相当の知識を有している者」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの調理施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等のいずれかを有している者をいう。
- (ウ) 給食業務、衣類・寝具等の提供業務、清掃・環境整備業務、医療器具の滅菌及び消毒業務に携わる構成企業又は協力企業等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること。
- (エ) 人工透析業務を実施する医療法人等は、平成16年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1年以上の人工透析治療の実績を有する次のいずれかの要件を満たす法人であること。
 - a 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人
 - b 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置している者
 - c 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設している者
 - d 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とする者
 - e 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者(都道府県、市町村を除く。)

5 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省大臣官房会計課調達第三係 藤田 恭介
電話03-3580-4128 (直通)

6 競争参加資格の確認(第1次審査)等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加する意思があること及び4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、参加表明書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、4(2)ア(イ)又は4(2)イ(ア)の認定等を受けていない企業を含む者も、参加表明書等を提出することができるが、この場合においては、4(2)ア(ア)、(ウ)から(オ)まで及び4(2)イ(イ)から(エ)までに掲げる要件を満たしているときは、開札時において上記企業が4(2)ア(イ)又は4(2)イ(ア)に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記の企業がこれらの要件を満たしていなけれ

ばならない。

おって、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間： 平成28年5月20日（金）から同年5月27日（金）まで。行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、10時00分から17時00分まで。

イ 提出場所： 法務省大臣官房会計課調達第三係

ウ 提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電子メールによる提出は、受け付けない。

(2) 提出書類は、別添「国際法務総合センター維持管理・運営事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）に従い作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うこととし、その結果は、平成28年6月3日（金）までに通知する。

(4) 競争参加資格の確認後は、構成企業又は協力企業等の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成企業、又は協力企業等を入札書及び第2次審査資料の提出日までに変更し、又は追加しようとする者にあつては、事前に国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4に掲げる競争参加資格を有することを確認することができる場合（当該変更又は追加をしようとする企業が、4(2)ア(イ)又は4(2)イ(ア)の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認することができる企業に限る。）である場合には、当該企業が、4(2)ア(ア)、(ウ)から(カ)まで及び4(2)イ(イ)から(エ)までに掲げる要件を満たしており、開札時において当該企業が4(2)ア(イ)又は4(2)イ(ア)に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、構成企業又は協力企業等の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成企業等変更届を様式集に従い提出すること。

(5) その他

ア 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ (4)ただし書に該当する場合を除き、提出した参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。入札参加希望者は、様式集に従い、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

ウ 参加表明書等に関する問い合わせ先 5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対し、競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 平成28年6月7日（火）

イ 提出場所： 5に同じ。

ウ 提出方法： 書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電子メ

ールによる提出は、受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成28年6月10日（金）までに書面により回答する。

8 本説明書に関する説明会

- (1) 本説明書に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、民間事業者の募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。

ア 開催日時 平成28年4月6日（水）午後2時から午後4時まで

イ 開催場所 東京保護観察所集団処遇室（中央合同庁舎6号館A棟1階）

住所：東京都千代田区霞が関1-1-1

- (2) 本説明書に関する説明会への参加を希望する者は、様式集に従い申込書を提出すること。

ア 期間： 平成28年3月31日（木）から同年4月5日（火）12時00分までに必着のこと。

イ 方法： 参加申込書（様式2）に記載し、電子メールにて Microsoft Word により作成されたファイル添付により次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは、受け付けない。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111（内線5843）

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

ウ 注意事項：説明会当日は、入札説明書等を配布しない。

9 本説明書に対する質問

- (1) 本説明書に対する質問がある場合には、様式集に従い質問書を提出すること。

ア 期間： 平成28年4月6日（水）から同年4月12日（火）17時00分までに必着のこと。

イ 方法： 質問の内容を簡潔にまとめて質問書（様式1）に記載し、電子メールにて Microsoft Excel により作成されたファイル添付により次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは、受け付けない。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111（内線5843）

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

- (2) (1)の質問に対する回答は、法務省（URL：<http://www.moj.go.jp/>）のホームページに掲載することにより公表する。

公表予定日 : 平成28年5月

10 入札書及び第2次審査資料の提出

第1次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第2次審査資料を提出することができる。ただし、以下の提出日時に入札書及び第2次審査資料を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限： 平成28年8月15日（月）17時00分まで（ただし、郵送による提出の受領期限は、平成28年8月12日（金）17時00分まで）
- (2) 提出場所： 法務省大臣官房会計課調達第三係又は電子調達システム
- (3) 提出方法： (2)の提出場所への持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムの利用により行うものとし、これ以外での郵送又は電子メールによる提出は、受け付けない。

11 入札方法等

(1) 入札方法

ア 共通事項

- (ア) 入札参加者は、本説明書及び本説明書に関する質問に対する回答に従い、入札書を提出しなければならない。
- (イ) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (ウ) 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

イ 電子調達システムによる入札の場合

- (ア) 入札書は、「電子調達システム」に定める手続により、上記10の入札書受領期限までに提出すること。
なお、上記10の受領期限までに「電子調達システム」による入札書の提出がなかった場合（「電子調達システム」に障害が発生するなどして、入札書を提出できない場合を除く。）は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- (イ) 入札者は、一旦入札した後は、入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 紙による入札の場合

- (ア) 入札書は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、上記10の入札書受領期限までに提出すること。
- (イ) 入札書は、様式集に従い作成し、記名・押印の上、封かんし、入札参加者の氏名（応募グループ名及び代表企業名）を表記し、公告に示した時刻までに提出しなければならない。
- (ウ) 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官から競争参加資格が有ることを確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。
- (エ) 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは、一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印すること。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、次のとおり申し出ることにより、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前には、様式集に従い「入札辞退届」を10(2)の提出場所に直接持参し、又は郵送（ただし、郵送による場合には、平成28年8月12日（金）17時00分までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中には、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定（案）」（資料2 別紙4）を参照すること。

なお、契約金額は、入札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

12 第2次審査資料等

(1) 第2次審査資料は、様式集に従い作成すること。

(2) 第2次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第2次審査資料の取扱い・著作権

ア 著作権

第2次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は、第2次審査資料の全部又は一部を使用することができるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第2次審査資料は、本事業の公表以外には使用しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基

づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第2次審査資料提出後は、第2次審査資料の変更はできない。
- (7) 第2次審査資料に関する問い合わせ先は5に同じ。
- (8) 第2次審査資料を提出する際は、別途「定価ベースの価格証明書」（定価ベースによる積算内訳（人件費、物件費、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、合計額を記載すること。一式計上しないこと。）を記載し、入札参加者の署名又は記名・捺印を行った書面）1部を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

14 開札

- (1) 日 時： 平成28年10月24日（月）14時00分
- (2) 場 所： 法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム
- (3) その他： 開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

なお、「電子調達システム」に停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札
なお、支出負担行為担当官から競争参加資格があることを確認された者であっても、入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までに4に掲げる資格を失ったものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された代表企業以外の者がした入札
- (4) 参加表明書等その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (10) その他本説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

16 落札者の選定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6，予決令第91条第2項）により落札者を選定する。また、本事業は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象であり、本事業の落札者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

(2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定に当たり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、平成27年7月31日付けで法務省内に設置した「国際法務総合センター維持管理・運営事業 事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議をゆだね、事業者選定委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

事業者選定委員会の委員構成は、以下のとおり。

日本大学名誉教授 大道 久

女子栄養大学名誉教授 殿塚 婦美子

八王子医療刑務所医療部長 菅原 稔

中央大学名誉教授 藤本 哲也

元喜連川社会復帰促進センター長 室井 誠一

一橋大学大学院教授 山内 弘隆

(3) 落札者の選定方法

国は、次の手順により本事業の落札者を選定する。

ア 第1次審査

第1次審査は、入札参加希望者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第1次審査資料について、資料作成の不備の有無、本説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、第1次審査は、第2次審査資料を提出することができる有資格者を選定するものであり、その結果は、第2次審査に影響を与えるものではない。

イ 第2次審査

(ア) 第2次審査は、総合評価落札方式により本事業の落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業の提案内容を評価するものであり、「国際法務総合センター維持管理・運営事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料3）

に定める評価項目及び得点配分により評価する。

- (イ) 国は、入札参加者が提出した第2次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業の提案内容の評価についての調査審議を事業者選定委員会に委ねる。
- (ウ) 事業の提案内容の評価は、要求水準を満たしているものには基礎点を得点として与え、さらに、選定基準に定める各評価項目について、要求水準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。
- (エ) 国は、事業の提案内容の評価に関する事業者選定委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。
- (オ) 必要に応じ、審査過程において第2次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は、追って通知する。

ウ 開札

国は、採用となった事業を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、予決令第85条の規定に基づく基準に該当する場合には、予決令第86条の規定に基づく調査を行う場合がある。

エ 総合評価

(ア) 入札参加者は、入札書及び第2次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を選定基準に基づき審査する。

- a 事業提案が要求水準のすべてを満たしているか否かについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を満たしている場合には適格とし、一項目でも満たしていない場合（記載がない場合も含む。）には不合格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

- b 事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。

評価分類は、事業計画及び維持管理・運営計画の2分類とする。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、入札者（代理人を含む。）が、電子くじ番号を記入できないときは、入札執行事務に関係ない当省職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじを引くことができないときも同様に扱う。）。

(エ) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがあるので、紙入札方式で入札に参加する場合、開札に出席

の際には、あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。

なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

おって、電子調達システムによる入札の場合においても、再度の入札を考慮し、開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。

再度入札になった場合、提出時刻までに「電子調達システム」での入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとみなす。

オ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が選定された落札者と基本協定を締結した後に公表する。

17 基本協定の締結

落札者は、落札決定後概ね7日以内に、「国際法務総合センター維持管理・運営事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書」という。）（資料4）により、国（支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長）と基本協定を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

18 特別目的会社の設立等

(1) SPCの設立

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてSPCを事業契約締結時までに設立するものとする。ただし、次の要件に該当する役員がないことを要する。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) SPCへの出資

ア 構成企業は、必ず出資することとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大であること。また、構成企業は、事業期間全体にわたって、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

なお、構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、当該出資者のSPCの株主総会における全議決権は、事業期間全体にわたって、2分の1未満であること。

イ 構成企業である株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

19 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

事業契約書により作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

S P Cは、落札決定後45日以内に、事業契約書により、国（支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長）と事業契約を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税相当額を加えた金額とする。

20 手続における交渉の有無

無

21 支払条件

「P F I 事業費の支払方法及びP F I 事業費の支払額の改定（案）」（資料2 別紙4）を参照のこと。

22 保険等付保の要否

事業契約書別紙1を参照のこと。

23 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関しては、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262(直通)）に対して苦情を申し立てることができる。

24 関連情報を入手するための照会窓口

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111（内線5843）

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

25 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加希望者は、本件説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

(3) 入札をした者は、入札後、本件説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 本件調達では、電子調達システムで応札及び入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（契約書の締結、請求等）については電子調達システムを使用しないものとする。

なお、電子調達システムに関する問い合わせ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電 話：0570-014-889（8:30～18:30。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

F A X：017-731-3178

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用するものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案は、この限りでない。
- (6) 国が落札者を決定することにより、落札者の事業提案に係る責任が軽減されるものではない。
- (7) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資等の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、入札参加者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案することができる。ただし、当該融資を基に提案する場合には、民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、国は、同社からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該出融資の詳細、条件等については、入札参加者が直接同社に問い合わせること。

【電子調達システムの利用について】

法務省本省では、平成26年8月から、電子調達システムを利用した調達手続を実施しており、その結果を検証の上、利用する機能を順次拡大していく予定ですが、運用の状況によっては、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。